

資料 2

第9回条例について話し合う100人委員会 議事録・要約版(案)

日時：平成22年9月11日(土)14:00~17:00

場所：プラザノース

1. 開会

条例の中間報告(案)変更点の説明(事務局)

条例の推進体制

「障害に関する市民会議」を追加。

「条例の検討の考え方」を追加。施行後5年経った時に見直しを行う。

条例における虐待事案に関するフローチャート(案)

虐待の対応機関として医療機関を追加

条例における地域生活支援の仕組み(案)

フローチャートを追加。色々な関係機関が障害のある市民に対して支援を行っていくという関係図を示した。

条例の推進体制のイメージ図(案)

市民会議の設置をふまえて関係図を示した。

[ノーマライゼーションを実現するサイクル]

障害者施策推進協議会が提言を行う

提言をふまえ、市は障害者総合支援計画を作成。

計画に沿って各局が事業を実施

事業の実施について市民の方々が市民会議に集まり意見を出す

施策推進協議会に報告 …… に戻る

2. 議題 グループ討議・全体発表 各グループで話し合った内容について発表

条例の中間報告案に対する質問や意見について

条例の名称・前文

前文が検討中となっているが、次回までに必ず作成し100人委員会で検討したい。

総則

条例を行うのは市民なのだから、市民が行う表記についてもう少し使用してほしい。「市民の責務」の項目だけでなく、就労や災害の項目でも、市民が協力して取り組むべきことを明示したらどうか。

障害者の権利を守るための規約

さいたま市内でホームの反対運動が起こっている。障害のある人が暮らすことが守られるように。差別や偏見を条例によって乗り越えられるように。

「何人も障害に対して差別をしてはいけない」とあるが「障害のあることを理由とした差別をしてはいけない。」のほうが良いのでは？施設や家族への差別も現状としてある。

女性障害者の差別・虐待には、デリケートな問題が含まれる。十分な検討が必要。(例 入浴に関する介護等)差別を受けた時に「申告する権利がある」ということを条例文の中にわかりやすく盛りこんでほしい。

「合理的配慮をしないことが差別だ」という考え方は大事。だが、実効性に不安がある。

具体的な課題・・・手話通訳の数の問題、住まいの確保の問題、就労における事業主の無理解、防災対策の問題等。

障害者の地域生活に関する権利規約

医療について

障害があることによって医療が受けづらい現実がある。これは命にかかわる大きな課題。

入院中の精神障害者に対して、情報操作や遮断などがあり、正しい情報が伝わらない課題がある。

条例の具体化のためには医療機関との接合や連携をどうつくるかが大事。

家族への支援について

障害のある家族がいても、他の人との平等、同じ生活ができることが必要ではないか。

コミュニケーション保障について

「意思疎通への支援」という表現があるが、意思疎通に制限されるイメージがある。「情報アクセス」や「コミュニケーション保障」と言ったほうが、分かりやすいものについては改善できないか再検討してほしい。

どんな場合においても障害者に正しく分かりやすく伝えられなければならない。

点字の情報でも見出しなどを分かりやすくする工夫が必要。条例をきっかけに、前向きに取り組んでほしい。

コミュニケーション保障は、聴覚障害者だけでなく、知的障害者も抱えている課題。

解説文に「買い物など」だけでなく、医療等も加えたほうが分かりやすいのでは？

コミュニケーションができるが、周りのしっかりとした配慮が必要な人、コミュニケーションの手段を保障すれば、コミュニケーションができるといったように、コミュニケーション 1 つとっても有り様が幅広い。それぞれの障害の状況によって考えることが大事。

障害者の自立及び社会参加に関する権利規約

就労の「中核機関」。曖昧な表現だが、具体的にしたほうが良いのでは？

移動支援の制限に課題がある。電動車椅子を使いたい制限がある。また、施設における絨毯も障壁の 1 つになる。人的支援を使えない状況により、生活に密着して困難を抱えている。

条例ができることで、障害者が活躍できる場、輝ける場をどんどん作ってもらいたい。

障害児・者の発達に関する規約

「発達」とあるが子どもの教育にもっと限定して、より丁寧に書いても良いのでは？

子育て支援の実現について、家族への支援が見えにくい。

(例) 母子家庭だと、お母さんが働くことに様々な制約を受ける。

障害のある人への支援が充実することで、障害のない人への支援が充実することがわかるように。

学校や教育を選ぶ主体は本人や保護者ということを明確にすべき。

条件で決めるのではなく、障害者本人の立場に立って考えてほしい。

(例) 肢体不自由の方は学区外でもバリアフリーの新しい学校に行けるようにする等

直接学校の先生と父母が話すのではなく、コーディネーターに話をし、意図が伝わるような話し合いをした上で、学校の先生に伝わるような仕組みがほしい。

学校に特別支援学級があったとしても、自然な交わり合いがない。ゆっくりでいいから差別なくかかわっていく場をたくさんつくってほしい。特別支援学級の情報は通常学級の人にどのように伝わっているのか？

現状を変えていくには、お金と人手をかけていく必要がある。

条例の推進体制

全庁的に取り組まなければならないが、現状どうなっているのか。
見直し期間5年は妥当なのか。

その他

条例全体について

国の枠の中で細かく納まっている。全ての枠組みを超えてより一層いいものを。先進的な条例になってほしい。
条例ができることにより変わっていく流れを作っていくことが大事。
急ぎすぎではないか。もっとじっくり話し合うべきでは？
虐待や差別については細かく書かれているが、それ以外は理念だけなのか？
「継続」という言葉をもっと入れてほしい。災害時の支援、インクルーシブ教育では、継続が大事。
条例の本文の中で、本人と家族の意見を明確にすべき。
見直しを持ってない不安はある。実態をふまえて、この条例の具体化に取り組みないと変わっていかない。

条例の浸透・広報について

条例が出来上がるまで、出来た後、条例を生きたものにしていくためにも、市民、当事者、関係者も含めて幅広く必要性や意義や内容を共有していくという私達の行動、運動も大事。
自治会への働きかけや広報、回覧板なども効果があるのではないかな。
議員の皆さんに理解してもらうような働きかけが必要では。
長い目で前向きに市民の意識を変えていけるように頑張っていきたい。

質問

市議会の中でこの条例について議論されているのか。
タウンミーティングの開催理由、内容について知りたい。そこでの意見も専門検討委員会で議論されるのか。
条例について話し合う100人委員会Q&Aの回答責任者は誰か？

3. 閉会 質問一部回答（事務局）

議会での市長の答弁について

「国が批准した障害者権利条約の方向に沿ったものとする」
「ノーマライゼーションの理念が市民一人ひとりに育まれるような条例を目指す」
これが大きな柱となっている。

就労の中核機関について

具体的に明示すると、機関の名称変更等に対応できなくなる。条例では「中核機関」とするが、市としては具体的な機関、課、センターという形で定めていく。

タウンミーティングについて

各区で1回ずつ開催。市長、市民と直接意見交換を行う場とする。

条例について話し合う100人委員会Q&Aについて

条例検討専門委員とやり取りをし、回答する。質問があれば障害福祉課までお寄せ下さい。

司会まとめ（宗澤委員長）

今日いただいた意見を全て受け止め、条例案に漏れなく活かしていきたい。

包括的な表現について

何らかの障害によって様々な困難があるにもかかわらず、日本の法制度では障害者として扱われなくて、何の支援も受けられないといった課題を乗り越えていきたい。そのため、障害者については包括的な規定をする。包括するためにやや難しい、抽象的な言葉でくくってしまうことが必要になるが、個別具体的なことを軽視しているのではなく、括ることによってあらゆる問題、あらゆる人のことを考えることのできる条例にしたい。

条例で点検いただきたい点

差別・虐待については具体的な対応システムが書かれているが、それ以外の具体性について不満の声を頂いた。あらゆる障害のある方が抱える困難、差別に対してひっくるめて対応できるということを条例ではっきりさせる。あらゆる問題に対応できるような文言になっているか。という視点で中間報告を点検いただきたい。

具体的な施策の検討について

個別具体的な指摘を受け止め、施策を考える必要がある。施策推進協議会で今後、平成 24 年度からの障害者総合支援計画に向けて議論していく。施策推進協議会も公開されている。施策に関する意見はいつでも承る。

見直し期間について（5年は妥当なのか？）

条例が施行される運びとなれば、まず条例をこの地域社会やさいたま市で活かしていくための努力をする。これに最低 2,3 年は必要。この 2,3 年の間に国の法制度が非常に流動的に動いていくだろう。

小手先の手直しではなく、一定の経験を踏まえて整えていくためには、最低 5 年は必要だろう。

日常的な点検、次に見直すときに大事にすべきことについての意見は条例施行直後から蓄積していく。

教育について（インクルージョン教育とは）

「インクルージョン」は「一緒に教育する」という意味では一切使われていない。

教育の方法としてできる限り、可能な限り近接的なところで教育を実施する。

- ・単純に同じにするだけでなく、それぞれの人らしさを花開かせるような教育を実現する。
- ・みんなが分け隔てなく、関わり合えるような人を育てる。

違いを認めつつ、対等な人として豊かな交わりをつくっていけるような人として育つ。

これがインクルーシブ教育

条例について

市民全体が市民全ての誰もが幸せになりうる権利があるということを認め合って、そういう地域社会やそれを実現するためのサービスを作り上げていくために、市民全体で実現するのがこの条例である。

次回の 100 人委員会について

9 月 28 日（火）18～21 時 与野本町コミュニティセンター

テーマ「条例の名称・条例の中間報告・前文」について